


庁議付議事案書

開催・平成30年1月24日

所管部課	総務部 文書課	部長	広沢 光政		
件名	東大和市情報公開条例の一部を改正する条例について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正を踏まえて、個人情報保護条例を改正予定である。これに伴い、個人に関する情報の規定整備等を図るため改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>①個人に関する情報の規定整備 東大和市個人情報保護条例の個人情報の定義の規定整備を踏まえ、第7条第2号及び第8条第2項を改める。</p> <p>②第三者保護に関する手続の規定整備 第三者保護のための意見書の提出の機会の付与の対象を、第三者のほかに国や他の地方公共団体等も含めるため、第14条第1項を改める。</p> <p>③所要の改正（用語の常用漢字化、号ずれ等） 前文、第2条第2号、第7条第7号、第12条第3項、第20条第1号、第21条第2項及び第22条第3項を改める。</p> <p>(2) 施行日 平成30年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 行政文書公開制度の適正な運用が図れる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 平成30年1月 文書課において審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 平成30年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。